

## 参考資料-2

### 「高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会」に関する傍聴規定

1. 「高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
  - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
  - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。
- (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
  - ア 危険な物を携帯している者
  - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
  - ウ 酒気を帯びていると認められる者
  - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - ア 協議会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
  - イ 騒ぎ立てる等、協議会の会議を妨害しないこと。
  - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
  - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
  - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - カ その他協議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
- (6) 傍聴人は、協議会で秘密会とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
- (7) 傍聴人は、協議会の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならぬ。
- (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。